

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	： ：		法人名						
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否													
試験研究費の額			1	円		調整前法人税額			16	円			
控除額の 対象 計算 試験 研究 費	同上のうち特別試験研究費以外の額		2				(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)						
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額		3				当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	(7) > 4 % の 場 合 $((7) - \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)			17		
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)		4					(7) < マイナス 4 % の場合 ((9) > 10%の場合を除く。) $((7) + \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)			18		
	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十一)「5」)		5					(9) > 10%の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)			19		
増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)		6											
増の減計 試験 研究 費 割 合	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$		7										
	平 均 売 上 金 額 (別表六(十一)「10」)		8	円									
令 和 8 年 3 月 31 日 以 前 に 試 開 研	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$		9										
	設立事業年度の場合又は(5) = 0 の場合		10	0.085									
	(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前 に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$		11										
	(10) 及び (11) 以外 の 場 合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)		12				当期税額控除可能額 ((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表 六(九)付表「26」、「29」又は「31」)					21	
除 割 合 の 計 算	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		13				調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)					22	
	税 額 控 除 割 合 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11) 又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		14										
税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)			15	円		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) - (22)			23				

別表六(九) 令七・四・一以後終了事業年度分